

承認第8号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和6年6月7日提出

木津川市長 谷口 雄一

専決処分書

議会の議決すべき下記の事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月29日

木津川市長 谷口 雄一

記

令和5年度旧木津町準財産区特別会計補正予算第1号について

令和 5 年度

旧木津町準財産区特別会計

補 正 予 算 第 1 号

京都府木津川市

令和5年度旧木津町準財産区特別会計補正予算第1号

令和5年度木津川市の旧木津町準財産区特別会計補正予算第1号は、次に定めると
ころによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3, 240千円を減額し、歳入歳
出予算の総額を歳入歳出それぞれ20, 942千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳
出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月29日専決

木津川市長 谷口 雄一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
1 財産収入	
	1 財産運用収入
2 繰入金	
	1 基金繰入金
歳入合計	

歳出

款	項
1 総務費	
	1 総務管理費
2 諸支出金	
	1 振興費
歳出合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
13,064	195	13,259
13,064	195	13,259
11,117	△3,435	7,682
11,117	△3,435	7,682
24,182	△3,240	20,942

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
13,065	195	13,260
13,065	195	13,260
11,117	△3,435	7,682
11,117	△3,435	7,682
24,182	△3,240	20,942

令和 5 年度
予算に關する説明書
(旧木津町準財産区特別会計)

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額
1 財産収入	13, 064
2 繰入金	11, 117
歳入合計	24, 182

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	13, 065	195	13, 260
2 諸支出金	11, 117	△3, 435	7, 682
歳出合計	24, 182	△3, 240	20, 942

(単位：千円)

補正額	計
195	13, 259
△3, 435	7, 682
△3, 240	20, 942

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源
特 定 財 源			一般財源
国府支出金	地 方 債	そ の 他	
0	0	0	195
0	0	0	△3, 435
0	0	0	△3, 240

2 歳入

1 款 財産収入 1 項 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計
1 財産貸付収入	9,195	195	9,390
計	13,064	195	13,259

2 款 繰入金 1 項 基金繰入金

1 準財産区等事業基金繰入金	11,117	△3,435	7,682
計	11,117	△3,435	7,682

3 歳出

1 款 総務費 1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国府支出金	地方債	その他		
1 一般管理費	2,572	39	2,611				39	
2 財産管理費	10,493	156	10,649				156	
計	13,065	195	13,260	0	0	0	195	

2 款 諸支出金 1 項 振興費

1 自治振興費	11,117	△3,435	7,682				△3,435
計	11,117	△3,435	7,682	0	0	0	△3,435

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 土地貸付収入	195	土地貸付料・増

1 準財産区等事業基金 繰入金	△3,435	準財産区等事業基金繰入金・減

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
27 繰出金	39	○一般管理事業費 一般会計繰出金・増 39
24 積立金	156	○財産管理事業費 準財産区等事業基金元金積立金・増 156

18 負担金、補助及び交付金	△3,435	○自治振興事業費 市坂区準財産区財産事業補助金・減	△3,435 △3,435